和福障第１７９２号
令和７年１１月１３日
（２０２５年）

指定障害児通所支援事業所　管理者　各位

障害者支援課長

各種届出の提出に係る専用フォームの運用開始について（通知）

平素より、本市の障害福祉行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、これまで指定障害児通所支援事業者指定内容変更届出書を始めとする各書類の提出について、紙媒体又はメールによる提出をお願いしておりましたが、この度、各種届出を行うための専用フォームを用意いたしましたので通知いたします。

専用フォームは、令和７年１２月１日より試験運用を開始し、大きなトラブルがなければ令和８年２月１日より本運用へと移行いたします。なお、本運用を取りやめる場合は、再度通知いたします。各種専用フォームのＵＲＬ及びＱＲコードを本通知の２ページ目に記載していますので、そちらからアクセスしてください。

なお、試験運用開始に伴い、これまでの紙媒体での提出は廃止、メールでの提出はパソコン等の電子機器の性質上、専用フォームの利用が不可能な場合のみ可とします。試験運用開始後に紙媒体でご提出された事業所につきましては、専用フォームでの再提出を行っていただきますので、十分ご注意ください。

また、本通知には、変更届や体制届の提出に必要な書類をまとめた一覧を添付しております。必要な書類が全て揃った上で提出できているか、事前確認をする際にぜひご活用ください。

【添付資料】
・変更届の提出に必要な書類一覧
・体制届の提出に必要な書類一覧

【留意事項】

本通知による専用フォームの試験運用は、「障害児通所支援事業のみ」を対象にしています。今後、障害福祉サービス事業所についても専用フォームの試験運用を検討していますが、現時点では「障害福祉サービス事業所は対象外」ですので、障害福祉サービス事業所におかれましては、既存の紙媒体又はメールによる届出をお願いいたします。

各専用フォームについて

①障害児通所支援事業所変更届出書等の提出フォーム（略称：変更届フォーム）

・概　　要：既に届け出ている事業所の指定内容を変更するときに使用。

・用　　途：事業所の名称変更、管理者の変更、児童発達支援管理責任者の変更など

・Ｕ　Ｒ　Ｌ：https://logoform.jp/form/fKMM/1250662

・ＱＲコード：

②障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書提出フォーム（略称：体制届フォーム）

・概　　要：既に届け出ている事業所の体制状況を変更するときに使用。

・用　　途：児童指導員等加配加算、延長支援加算、処遇改善加算等の算定開始など

・Ｕ　Ｒ　Ｌ：https://logoform.jp/form/fKMM/1236779

・ＱＲコード：

③業務管理体制整備変更届出書提出フォーム（略称：整備変更届フォーム）

・概　　要：既に届け出ている業務管理体制の事項を変更するときに使用。

・用　　途：法令遵守責任者、法令遵守規程及び監査の方法の変更

・Ｕ　Ｒ　Ｌ：https://logoform.jp/form/fKMM/1290122

・ＱＲコード：

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
指定審査グループ
TEL:073-435-1060
障害児通所支援事業者指定担当：中谷